潤生園やすらぎの家沼田　運営規程

地域密着型通所介護・通所型サービス（介護予防通所介護相当）

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人小田原福祉会が開設する潤生園やすらぎの家沼田（以下「事業所」という）が行う、指定地域密着型通所介護事業及び通所型サービス（介護予防通所介護相当）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　この事業は、要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の自己実現を支援し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

２　事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

５　前 4 項のほか、「南足柄市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」、「南足柄市指定地域密着型（予防介護）サービスに関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　潤生園やすらぎの家沼田

（２）所在地　　神奈川県南足柄市沼田２３７

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

《令和８年６月１日現在》

（１）管理者　　１名（常勤兼務職員）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　　３名以上（常勤兼務職員２名以上、非常勤兼務職員１名以

上）

生活相談員は、サービス利用に係る調整、相談援助業務等を行うとともに、自らもサービスを行う。

また、利用者に対し日常の生活上の介護その他必要な業務等を行う。

（３）介護職員　　４名以上（常勤兼務職員1名以上、常勤専属職員1名以上、非常勤兼務職員１名以上、非常勤専属職員１名以上）

介護職員は、利用者に対する必要な介護サービスを行う。

（４）機能訓練指導員　１名以上（常勤兼務職員０名、非常勤兼務職員１名以上）

利用者に対する必要な機能訓練を行う。

（５）歯科衛生士　１名以上　（常勤兼務職員０名、非常勤職員１名以上）

歯科衛生士は、利用者の口腔機能向上サービスの提供を行う。

（利用定員）

第５条　　事業所の利用定員は、通所介護事業・介護予防通所介護事業・第１号通所事業（南足柄市通所介護相当サービス）を合わせて１日１０名とする。

（営業日及び営業時間）

第６条　　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営 業 日　　月曜から土曜日及び祝日とする。

（ただし、１月１日から１月３日までを除く。）

（２）営業時間　　午前８時００分から午後５時００分までとする。

（３）サービス提供時間　午前８時３０分から午後４時２０分までとする。

＊利用者毎の状況によりサービス提供時間は異なる。

（事業の内容及び利用料等）

第７条　　サービスの内容は次のとおりとし､サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスの場合、利用者負担金は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

【サービスの内容】

《介護サービス》

（１）希望に応じ、適切な方法により入浴、又は清拭し、清潔を保持する。

（２）排泄の介助をする。おむつを使用せざるを得ない利用者についてはおむつを適切に交換し、快適な生活を保持する。

（３）着替え、整容等の介護を適切に行う。

（４）日常生活上の機能訓練を行う。

（５）送迎を行う。

（６）その他、日常生活上、利用者が必要とする介護を提供する。

《食事サービス》

食事は献立によりなるべくご自分で「食べていただける食事」を提供する。

なお、利用者の好みや食欲、病態に合わせて調理、工夫する。

食事時間は次の時間帯とする。　昼食１２：００～１３：００

【利用者負担金】

利用者負担金は、次の５種類に分かれる。

① 介護報酬に係わる利用者負担金（通常、費用全体の１割、２割又は３割「介護負担割合証」による）

② 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）

食費　１食　７００円（おやつは無料）

③時間延長サービス　別途契約による。

④第８条の通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用負担なし。

⑤通常サービス提供の範囲を超える保険外の費用（実費・全額自己負担）

なお、③④項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

《サービス利用中止について》

利用者の都合でサービスを中止する場合のキャンセル料

(1)　利用日の前日の午後５時までに利用中止のご連絡を頂いた場合

無料

(2)　利用日の前日の午後５時までに利用中止の連絡を頂けなかった場合

食事代 700 円の費用負担。

（通常の事業の実施地域）

第８条　　通常の事業の実施地域は南足柄市とする。

（サービス利用に当っての留意事項）

第９条　　利用者は、共用施設等を本来の用途に従って、利用するものとする。

(1) 利用者に、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が施設内において、必要な措置をとることを認めるものとする。ただし、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護については十分な配慮をするものとする。

(2)利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。

２　利用者は施設内で次の各号に該当する行為をすることを禁止するものとする。

(1)施設内は禁煙

(2)サービス従事者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

(3)その他決められた以外の物の持ち込み

（運営推進会議）

第１０条　　事業者の行う地域密着型通所介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。会議の構成

員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護等について知見を有する者等とし、おおむね６か月に一回開催する。

（事故発生時における対応方法）

第１１条　　従業者は、サービスの提供中に利用者に事故が発生したときは、速やかに主治の医師及び家族へ連絡する等の必要な措置を講ずる。また、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

２.事業者は事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

（緊急時の対応）

第１２条　　従業者は、サービス提供を行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師及び家族へ連絡する等の必要な措置を講じずる。

（損害賠償責任）

第１３条　　事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

（非常災害対策）

第１４条　　非常災害に対し具体的計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、年二回避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１５条　　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（３）　虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２．　事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する者とする。

（ハラスメントについて）

第１６条　　当事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、ご利用者、ご家族、取引先、その他利害関係者等により、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化など必要な措置を講じる。

２　ハラスメントは、サービス提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与える。下記のような行為があった場合、必要に応じてサービス対応の見直し等を行う。

（１）　性的な話をしたり必要もなく身体に触れたりする等のセクシャルハラスメント行為

（２）　特定の職員への嫌がらせや、理不尽なサービス要求等の精神的暴力

（３）　叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

（４）　長時間の電話､職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の行為

（５）　その他、上記に類する行為

（衛生管理対策）

第１７条　　事業者は利用者の利用する施設、食器その他の設備等について「感染対策マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。研修等において「感染症対策マニュアル」等を周知徹底し、感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業員については適宜に健康診断等を実施する。

（職員研修）

第１８条　　事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用時３ヶ月以内

（２）継続研修　　年３回以上

（３）課題研修　　必要時

（相談窓口、苦情対応）

第１９条　　利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために事業所に苦情窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、管理者が必要と判断した場合には、全従業者で検討会議を行い、具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

〔潤生園やすらぎの家沼田〕

相談責任者　管理者・笹田　永子

対応時間　午前８時００分～午後５時００分

電話番号　　０４６５－２０-８４５１

ファックス　０４６５－２０-８４５２

〔公的受付機関〕

・南足柄市高齢介護課（月曜～金曜日　８：３０～１７：１５）

南足柄市関本４４０　　TEL：０４６５－７３－８０５７

・神奈川県国民健康保険団体連合会

（月曜～金曜日（祝祭日年末年始を除く　８：３０～１７：１５）

横浜市西区楠町２７－１　　TEL０４５－３２９－３４４７

〔小田原福祉会設置の福祉サービス相談委員会〕

設置会場　　小田原市穴部３７７　潤生園本部　会議室

相談開催日　毎年 4 月、7 月、10 月、1 月の第 3 木曜日

午前 10 時から　午前 11 時まで

相談委員：楊　　隆子　／岡村　悦子　／廣澤　雄治

（守秘義務又は秘密の保持）

第２０条　　従業者は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する事項を理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約が終了した後も継続する。但し、円滑にサービスを提供するために介護支援専門員（ケアマネジャー）及び主治医・保険者には書面による同意を得た上で、サービスを提供するために必要な個人情報を提供する。

２.前項規定にかかわらず、事業者は、利用者がサービスを利用されるにあたり、利用者の情報提供が必要な場合には、利用者または代理人の同意を得て行う。

３.事業者は従業員が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

（その他運営についての留意事項）

第２１条　事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、保管（サービス提供に係る契約終結より５年間）する。

２．この規程に定める事項の外に、運営に関する重要事項は、社会福祉法人小田原福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

令和　６年１０月　１日施行

令和　７年　８月　１日改定

令和　８年　９月　１日改正